



(4) 認定住宅等新築等特別税額控除

○対象となる人

以下の場合、その年分の所得税について税額控除が受けられます。

- ・平成 21 年 6 月 4 日から令和 7 年 12 月 31 日までに、認定長期優良住宅を新築又は取得して居住の用に供した場合
- ・平成 26 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに認定低炭素住宅を新築又は取得して居住の用に供した場合
- ・令和 4 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに特定エネルギー消費性能向上住宅（ZEH 水準省エネ住宅）を新築又は取得して居住の用に供した場合

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、所得税の確定申告をしてください。

○その他

- ①この控除を受けるには、一定の要件があります。
- ②入居した年の合計所得金額が 2,000 万円（令和 5 年 12 月 31 日以前に居住の用に供した場合は 3,000 万円）を超える場合、この控除は受けられません。
- ③入居した年の 2 年前から 3 年後までに譲渡所得の課税の特例（居住用財産の譲渡所得の特別控除など）の適用を受ける場合、この控除は受けられません。
- ④「住宅借入金等特別控除」を受ける場合、この控除は受けられません。

問合せ

三条税務署 TEL:(代表)0256-32-6211(自動音声案内)